

確定申告の季節 介護保険の利用者は 所得税の障害者控除の対象です

今年も煩わしい確定申告の季節が到来しました。介護保険の利用者の方は医療系サービスを利用されている方は医療費控除の対象となる利用料がありますので、医療費の自己負担分に併せてホームヘルプやデイサービス、デイケア、訪問看護などの控除申告を。

また、障害者手帳をお持ちの方が障害者控除の対象になることは周知されていますがお持ちで無くとも介護保険の認定を受けていれば手続きを踏むことで確定申告が可能になります。

対象者

要支援・要介護認定をお持ちの65歳以上の方。

※基本チェックリストで「総合事業対象者」となった方は、障害者控除対象者認定は受けられません。必ず、控除の基準日（12月31日）までに介護認定を申請し、要支援・要介護の認定を受けてください。

《普通障害の認定対象》要支援1・2、要介護1～3

《特別障害の認定対象》要介護4・5

（前年12月31日現在にて発行）

控除を受ければ税の軽減だけではなく、様々な福祉サービスの負担額が変わることもあります。ぜひ申請してください。

高齢者から食べる楽しみを奪いたくないのでいろいろ探しています
高齢者から食べる楽しみを奪いたくないのでいろいろ探しています



高齢期、嚥下機能が落ちてしまって食べられるものが減ってしまい「食べる楽しみ」が減ることはさみしいことです。

きょうと福祉倶楽部はお年寄りや障がいを持つ方がいつまでも口から食べる喜びを失ってほしくないと考えています。

だから、口腔機能が落ちてどうやったら安全に食べられるか、食べさせ方を考えたり、食の形態を工夫したり事務所のみんなで考えています。

そんな中、あらたに「このお菓子、良いんじゃない？」と思えた「おかき」を見つけましたのでご紹介します。

商品の名前は「やわらかおかき」

普通のおかきと異なるのは口内に入れた瞬間に柔らかくほぐれ、パサつきもありません。一般的なおかきの1/13のかたさで口の中でやさしく溶けます。

先日も食べづらくなった方にいただいたサンプルを食べてもらいました。

むせることもなく、安全に食べていただきました。

事務所には現在いただいたサンプルもあります。

ぜひ歯科医や言語聴覚療法士、

看護師さんなどと相談のうえ

お試し下さい。

入手はインターネット通販から可能です。

価格は一袋 410 円

